

四日市市告示第73号

四日市市交通施設バリアフリー化設備整備補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年2月22日

四日市市長 森 智 広

四日市市交通施設バリアフリー化設備整備補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市交通施設バリアフリー化設備整備補助金交付要綱（平成13年四日市市告示第272号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附則 1（略） （有効期限） 2 この要綱は、 <u>平成34年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附則 1（略） （有効期限） 2 この要綱は、 <u>平成31年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

（都市整備部都市計画課）